

名爲従業員ハ労働党支部ヲ訪問援助ヲ求メタリ、依頼ヲ受
ケ急支那ノ一人ヲ橋信治ナリ、ハ其ノ従業員ヲ同伴シテ工場ニ
茂木安次ナリ、ニ面接シ別記條項ノ實現ヲ嘆歎セルモ充分ナ
ラズトノ旨ナリ(昭十七日ニ返答)退去セリ

要利手帳

- 一 五月二十日ヨリ繰業ヲ開始スルナリ
- 一 従業員ノ手当ヲ支給スルナリ
- 一 未払債銀ニ即付支給スルナリ